



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*2 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 245 形質変更時要届出区域の指定 (環境管理課)..... 3
- 246 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 3
- 247 介護保険法による介護老人保護施設の廃止 (長寿社会課)..... 4
- 248 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止
(")..... 4
- 249 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)..... 4
- 250 指定障害福祉サービス事業者の指定 (")..... 5
- 251 指定自立支援医療機関の指定 (")..... 5
- 252 " (")..... 5
- 253 " (")..... 6
- 254 指定自立支援医療機関の変更 (")..... 6
- 255 特定農業用ため池の指定 (農業農村整備課)..... 6
- 256 道路の区域変更 (道路保全課)..... 7
- 257 道路の供用開始 (")..... 8
- 258 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 8
- 259 " (")..... 9

○ 監査公表

監査公表第9号 9

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月12日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 銃砲刀剣類及び火薬類等の取締りに関すること(捜査第二課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。) (7)～(10) 略	第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 銃砲刀剣類及び火薬類等の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。) (7)～(10) 略

第23条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(5) 略
 (6) 刑事部長が特に命ずる業務の実施に関する
こと。

第24条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 知能犯捜査室の運用に関すること。
 (2) 組織犯罪捜査室の運用に関すること。
 (3) 刑事部長が特に命ずる業務の実施に関する
こと。

第24条の2 捜査第二課に、知能犯捜査室を附置する。
 2 知能犯捜査室においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪(特殊詐欺を除く。)の捜査に関する
こと。
 (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査
に関すること。
 (3) 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。
 (4) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関する
こと。

第24条の3 捜査第二課に、組織犯罪捜査室を附置する。
 2 組織犯罪捜査室においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。
 (2) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の
捜査に関すること。
 (3) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の捜査に
関すること(生活環境課の所掌に属するものを除く。)
 (4) 特殊詐欺の捜査に関すること。

第25条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 組織犯罪の取締りに関すること(捜査第二課の所掌に属するものを除く。)
 (2) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること(捜査第二課の所掌に属するものを除く。)
 (3) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること(生活環境課及び捜査第二課の所掌に属するものを除く。)
 (4)・(5) 略
 (6) 組織犯罪情報室の運用に関すること。

第25条の2 組織犯罪対策課に、組織犯罪情報室を附置する。
 2 組織犯罪情報室においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 暴力団その他の組織犯罪の実行に係る組織に関する資料及び情報の収集、整理及び分析
に関すること。
 (2) 暴力団員による不当な行為の防止一般に
関すること。
 (3) 略

第28条 科学捜査研究所においては、次の事務を

第23条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。
 (1)～(5) 略

第24条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査
に関すること。
 (2) 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。
 (3) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関する
こと。
 (4) 知能犯捜査指導室の運用に関すること。

第24条の2 捜査第二課に、知能犯捜査指導室を附置する。
 2 知能犯捜査指導室においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。
 (2) 刑事部長が特に命ずる業務の実施に関する
こと。

第25条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 組織犯罪対策一般に関すること。
 (2) 麻薬及び覚せい剤その他習慣性がある薬物
関係事犯の取締りに関すること。
 (3) 拳銃その他の銃器の取締りに関すること(生活環境課の所掌に属するものを除く。)
 (4) 暴力団対策室の運用に関すること。
 (5)・(6) 略

第25条の2 組織犯罪対策課に、暴力団対策室を附置する。
 2 暴力団対策室においては、次の事務をつかさどる。
 (1) 暴力団に係る犯罪の捜査に関すること。
 (2) 略
 (3) その他暴力団対策に関すること。

第28条 科学捜査研究所においては、次の事務を

つかさどる。
 (1)～(4) 略
 (5) 現場科学捜査支援室の運用に関すること。

つかさどる。
 (1)～(4) 略

第28条の3 科学捜査研究所に、現場科学捜査支援室を附置する。
 2 現場科学捜査支援室においては、犯罪現場における科学捜査の活用への支援並びに科学捜査に係る知識及び技能の向上の支援に関する事務をつかさどる。

附 則

この規則は、令和3年3月26日から施行する。

告 示

和歌山県告示第245号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 形質変更時要届出区域
 和歌山県海南市船尾字中濱260番301の一部及び260番302の一部（別図のとおり）
- 2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類
規則第31条第1項の基準	砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

- 3 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第58条第5項第12号に該当する。
 （別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南保健所衛生環境課並びに海南市くらし部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第246号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和3年3月26日まで縦覧に供する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
 令和3年2月26日
- 2 名称
 特定非営利活動法人どんぐりはうす
- 3 代表者の氏名
 大江久也
- 4 主たる事務所の所在地
 和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬1251番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域のなかで安心して活動できる場の少ない障害のある子ども達に、地域のなかで仲間と共に安全で豊かな放課後を過ごせる場を提供し、親も安心して働き生活することができるよう貢献するとともに、地域社会に、福祉に関する知識の普及に努め、障害のある人々や障害者福祉に関する理解を深め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第104条の2の規定に基づき公示する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 介護保険事業者番号 3051680035
- 2 介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名 医療法人社団美咲会
- 3 介護老人保健施設の名称 介護老人保健施設オレンジの郷
- 4 介護老人保健施設の所在地 和歌山県有田郡有田川町大字吉原522番地
- 5 廃止年月日 令和3年1月31日
- 6 サービスの種類 介護老人保健施設

和歌山県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3051680035	医療法人社団美咲会	介護老人保健施設オレンジの郷	和歌山県有田郡有田川町大字吉原522番地	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和3.1.31

和歌山県告示第249号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診断する身体障害の種類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は ほ う ち ょう	小 腸	免 疫	肝 臓	
河合将紀	整形外科	医療法人南労会紀和病院	橋本市岸上18-1	令和3.2.26							○							

和歌山県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
やよい堂薬局十番丁店	和歌山市十番丁61番地	石関理人	令和 3. 3. 1

和歌山県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
テビラ薬局	和歌山市手平4丁目2番26号	医療機関の名称	テビラ薬局イズミヤ店	テビラ薬局	令和 3. 2. 1
		医療機関の所在地	和歌山市新生町7-20 イズミヤ和歌山店1階	和歌山市手平4丁目2番26号	

和歌山県告示第255号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	指定年月日
谷口池	和歌山市谷字平山376	令和3年3月12日
龍池（木ノ本）	和歌山市木ノ本字天神谷812-2	令和3年3月12日
ハサミ池（坂田）	和歌山市坂田字天満谷西山562	令和3年3月12日
ショウブ谷上池	和歌山市相坂字菖蒲谷456-1	令和3年3月12日
新池（黒谷）	和歌山市黒谷字芝崎459	令和3年3月12日
松本池	海南市日方字深原898	令和3年3月12日
田中池	海南市日方字宮ノ谷850	令和3年3月12日
上谷池	海南市船尾字上谷543	令和3年3月12日
西脇池	海南市小野田字西津越391-1	令和3年3月12日
辻池	海南市且来字下垣内876-1	令和3年3月12日
北山上池	海南市阪井字北山1670	令和3年3月12日
南池（重根）	海南市重根字上西垣内1813-1	令和3年3月12日
新亀池（阪井）	海南市阪井字東青田885	令和3年3月12日
赤松ノ池	海南市扱沢字赤松399-1	令和3年3月12日
下田和池	海南市沖野々字田和原302	令和3年3月12日
上田和池	海南市沖野々字田和原303	令和3年3月12日
御影堂池	海南市沖野々字御影堂579	令和3年3月12日
沖谷池	海南市沖野々字御影堂577	令和3年3月12日
西田池（沖野々）	海南市沖野々字御影堂576	令和3年3月12日

中谷池	海南市木津字中谷346	令和3年3月12日
タビ形池（東池）	海南市木津字四畝町230	令和3年3月12日
赤池	海南市木津字赤池379	令和3年3月12日
皿池	海南市木津字葉山307-1	令和3年3月12日
葉山池	海南市木津字葉山293	令和3年3月12日
下吉谷池	海南市木津字吉谷393	令和3年3月12日
上吉谷池	海南市木津字吉谷394	令和3年3月12日
奥観音池	海南市別院字寺奥812-1	令和3年3月12日
竜王池	海南市高津字大原1157	令和3年3月12日
待池	海南市高津字西居636	令和3年3月12日
新池（七山）	海南市七山字山田538-2	令和3年3月12日
赤池（上谷）	海南市上谷字花鳥谷784	令和3年3月12日
内池（次ヶ谷）	海南市次ヶ谷字北ノ鼻255	令和3年3月12日
椎ノ木谷池	海南市次ヶ谷字北畑467	令和3年3月12日
上池	海南市次ヶ谷字北畑469	令和3年3月12日
西田池（野上新）	海南市野上新字馬酔木谷704	令和3年3月12日
西田上池	海南市野上新字馬酔木谷705	令和3年3月12日
下の池	海南市野上新字馬酔木谷718-1	令和3年3月12日
白かせ池	海南市野上新字馬酔木谷751	令和3年3月12日
中池（野上新）	海南市野上新字馬酔木谷748	令和3年3月12日
しやりお池	海南市野上新字立石270	令和3年3月12日
中池（野上新）	海南市野上新字立石192	令和3年3月12日
青畑池	海南市野上新字深谷971	令和3年3月12日
新池（野上新）	海南市野上新字柳瀬94	令和3年3月12日
観音池	海南市野上新字柳瀬60	令和3年3月12日
東田池	海南市野上新字城山481	令和3年3月12日
大池（野上新）	海南市野上新字城越571	令和3年3月12日
新池（野上新）	海南市野上新字城越573	令和3年3月12日
又池	海南市野上新字城越578	令和3年3月12日
すご池	海南市野上新字城越603	令和3年3月12日
観音池	海南市野上新字城越615	令和3年3月12日
はりま池	海南市野上新字城越521	令和3年3月12日
新子池	海南市野上新字柳瀬18	令和3年3月12日
西池（次ヶ谷）	海南市次ヶ谷字山口16	令和3年3月12日
無名池	海南市上谷字箒尾799-1	令和3年3月12日
西ノ池	海南市下津町笠畑字上垣内297	令和3年3月12日
東ノ池	海南市下津町笠畑字東垣内446	令和3年3月12日
地藏池	海南市下津町橋本字中尾1598	令和3年3月12日
地藏上池	海南市下津町橋本字中尾1635	令和3年3月12日
岩屋谷上池	海南市下津町小松原字神保636	令和3年3月12日
岩屋谷下池	海南市下津町小松原字神保637	令和3年3月12日
大杖上西池	海草郡紀美野町長谷字西浦谷上1152	令和3年3月12日
大杖上東池	海草郡紀美野町長谷字西浦谷上1151	令和3年3月12日
不動池	海草郡紀美野町松瀬字広畑281-1	令和3年3月12日

和歌山県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二見御幸辻停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市隅田町平野字菖蒲谷59番1地先から同市隅田町山内字菖蒲1206番1地先まで	旧	4.20 } 8.50	460.00	
同上	新	4.20 } 8.50	460.00	
同上	新	5.78 } 28.43	440.00	

和歌山県告示第257号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 二見御幸辻停車場線

供用開始の区間 橋本市隅田町平野字菖蒲谷59番1地先から同市隅田町山内字菖蒲1206番1地先まで

供用開始の期日 令和3年3月15日

和歌山県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 施行者の名称
岩出市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩出都市計画下水道事業 岩出町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成14年3月26日
至 令和10年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
該当なし
 - (2) 使用の部分
該当なし

和歌山県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
高野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高野都市計画下水道事業 高野町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 昭和51年3月2日
至 令和8年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

監 査 公 表

和歌山県監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月12日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

- 1 監査の対象
3の監査対象機関の財務に関する事務の執行
- 2 監査の着眼点
 - (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
 - (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
 - (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
 - (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。
- 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和3年2月17日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県精神保健福祉センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 海草振興局健康福祉部

行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 海草振興局建設部

(ア) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。

b 旅費計算を誤っていた。

(イ) 水防用資機材（可搬式ポンプ）の保管及び使用の委託について、協定書の締結が遅延していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印が押印されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 令和元年度に支出すべき修繕料等において、翌年度に過年度払いしている事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 低入札価格調査対象工事について、着工後の下請内容が入札時に確認したものと相違していたにもかかわらず、再調査に向けた取組が不十分であったので、適正に処理されたい。

(キ) 自動販売機に係る電気使用料において、歳入更正票が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。

(ク) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ケ) 土木使用料の収入調定において、収入調定票が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。

(コ) 占用料に誤りのあった道路占用許可について、取消しの決裁がなされていないので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払を伴い、廃車に至った公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(ウ) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 物品調達同及び物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 集中調達外の備品購入に係る支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県精神保健福祉センター

旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県公営競技事務所

(ア) 競輪開催運用資金に係る資金前渡において、精算・戻入の遅延等の不適切な事例があったことは、誠に遺憾である。

資金前渡は、特定の支払のために必要な都度、必要かつ最小限の範囲内で現金を受け、その都度支払を完了するものであり、今後このようなことのないよう、再発防止策を講じ、厳正な管理・執行に万全を期されたい。

(イ) 和歌山競輪場及び周辺地域清掃業務委託について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 委託料及び広告料の契約において、契約書に定める実績報告書の提出を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 収入調定において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 納期限の指定がなされていなかった。

b 納期限の指定を誤っていた。

(オ) 諸収入において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(キ) 行政財産の使用において、行政財産の使用許可の手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県工業技術センター

(ア) 旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。